

丸森町における新型コロナウイルス感染症に係る公表基準

令和3年5月11日

丸森町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 公表の目的

この基準は、町の施設において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の公表の基準を定めることにより、町の業務運営に対する町民の理解と協力を得るとともに、町内における感染の拡大を防止し、新型コロナウイルス感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、町民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象となるもの

- (1) 町職員（他の団体に派遣している職員を除く）の感染が確認された場合
- (2) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにそれらの教職員に感染が確認され、公衆衛生上の対策が必要となった場合
- (3) その他町の施設の利用者等に感染が確認された場合

3 公表内容

感染者及びその濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、感染者及びその家族並びに濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が特定されない範囲内で、以下のうちから必要な情報を公表する。

- (1) 町職員に感染が確認された場合
 - ア 感染者が勤務する施設名
 - イ 感染者の陽性判明日
 - ウ 感染者の年代、性別、居住地
 - エ 感染者の症状の有無
 - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
 - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）

※ イ～オは宮城県発表の情報に基づくものとする。
- (2) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにそれらの教職員に感染が確認され、公衆衛生上の対策が必要となった場合
 - ア 感染者が属する学校名

- イ 感染者の陽性判明日
 - ウ 感染者の年代、性別、居住地
 - エ 感染者の症状の有無
 - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
 - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）
- ※ イ～オは宮城県発表の情報に基づくものとする。

(3) その他町の施設の利用者等に感染が確認された場合

- ア 感染者が利用した施設名（感染者が特定されるおそれがある場合は、施設種別のみ公表する）
- イ 感染者の陽性判明日
 - ウ 感染者の年代、性別、居住地
 - エ 感染者の症状の有無
 - オ 感染者の感染可能期間中の行動歴、濃厚接触者の有無
 - カ 公衆衛生上の対策の情報（対象となる施設の閉鎖の期間、消毒の実施日など）
- ※ イ～オは宮城県発表の情報に基づくものとする。

4 公表の時期及び方法

情報の公表は、上記3の内容が判明した後、次の方法により速やかに行うものとする。

- (1) マスコミへのプレスリリース
- (2) 町ホームページへの掲載
- (3) 安心安全メール

5 留意事項

情報の公表は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 感染者等を始めとした関係者のプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、公表により情報を得た町民などに対しても、感染者等、学校並びにそれらに通う児童・生徒及びそれらに勤務する教職員・職員並びに町の施設の利用者等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害などが生じることがないように、良識ある行動をとるよう強く要請する。
- (2) 指定管理者及び委託業者の従業員に感染者が確認された場合は、本基準を踏まえ当該事業者と協議の上判断する。